

媒介契約書の特約事項に基づき  
固定資産評価額証明書等の交付申請をされる  
場合の留意事項

なりすましなどによる証明書等の不正な交付申請を防止し、納税者の個人情報を守るため、媒介契約書の特約事項に基づいて固定資産評価額証明書等を申請する場合には、以下の留意事項を必ずお守りください。

- 1 媒介契約書の原本または写し（所有者の住所・氏名の記入及び押印がされたもの）をご提示ください。  
電子署名を施した媒介契約書に基づく証明書の申請は、お受けしておりません。
- 2 媒介契約書に、証明書の取得の委任に関する特約事項が明記されていない場合は、証明書の発行はできません。（別途 1 月 1 日時点の所有者からの委任状を提出してください。）
- 3 媒介契約書に係る宅地建物取引業者が法人で、その従業員が交付申請をする場合は、本人確認書類（運転免許証等）に加えて従業員証の提示が必要です。
- 4 媒介契約書は有効期間内のものに限り受付できます。契約期間が更新されている場合は、その旨を約した書類の提示が必要です。
- 5 媒介契約書に記載のある物件（附属建物や公衆用道路等含む）のみ証明書発行が可能です。なお、媒介契約書上で物件の特定ができない場合は証明書の発行ができません。

船 橋 市  
令和6年4月